

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

〔令和6年2月16日開催 生命保険協会〕

1. 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 冒頭、1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方に改めて心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 各社及び協会におかれては、対策本部の設置や、生命保険にかかる保険金の支払いの柔軟化、入院給付金等の特例取扱いや融資先からの相談対応など、迅速かつ適切な保険金等の支払いに向け、被災者への丁寧な情報提供と合わせた取組を行っていただいているところと承知している。
- 引き続き、被災者の声やニーズを十分に把握の上、きめ細かな対応を改めてお願いしたい。

2. 令和6年1月23日からの大雪等による災害等に対する金融上の措置について

- 次に、令和6年1月23日からの大雪等による災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の大雪等による災害等に対し、岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、1月25日（木）、東海財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を岐阜県内の関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、顧客及び従業員の安全に十分把握した上で、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

3. ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループについて

- 2023 年 12 月 26 日に、第 1 回目のゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループが開催され、幅広い観点からさまざまな意見が出された。
- 保険関連では、差別等への適切な対応の確保に関して、指針やガイドラインの作成といった対応を省庁横断的に検討する必要があるとの意見や、ゲノム情報の適正な取扱いに関して、ゲノム情報の幅広い利活用を考えた場合の取扱いや不適正な利用が生じた場合の対策を検討する必要があるとの意見が出された。
- 今後、基本計画の策定に向けた議論が本格化していくと思われるが、各社及び協会の皆様とは引き続き意見交換を行っていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。
- また、各社におかれては、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用を行わないことやゲノム情報による不当な差別を決して行わないことについて、改めて徹底いただきたい。

4. 保険商品審査事例集の公表について

- 2 月 9 日に、金融庁では、「保険商品審査事例集」を公表した。本事例集は、各保険会社が商品開発に取り組む際の参考資料として利用されること等を目的に、実際の審査に当たって、当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等についてまとめたもので、半期に一度公表している。
- 今回の公表では、顧客の利便性を高めつつも、保険業法等の趣旨を踏まえた商品開発を行う上で必要な対応について掲載している。各社におかれては、本事例集も参考にいただき、顧客の需要及び利便に適合する優良な商品開発を引き続き行っていただきたい。

(参考)「保険商品審査事例集」抜粋

(事例 1) 外貨建一時払年金保険の最高保険金額に関する見直し (生保)

外貨建一時払年金保険の最高保険金額を、本邦保険市場における既存の販売範囲より高額の水準に上げる申請があったが、過度に高額なものは、その目的が利殖や投資のみとなり、保障の提供や資産形成といった保険本来の趣旨から逸脱する可能性が高くなる。

そのため、経済的な諸統計等を通じ既存の最高保険金額への引上げであっても顧客需要をカバーし、顧客の需要及び利便に適合していることを確認しつつ、既存の販売範囲までの引上げとすることで認可を行ったもの。

（事例２）スマートフォンによるテレマティクス自動車保険の基礎データ収集（損保）

保険会社等が貸与するデバイス（車載器又はドライブレコーダー）により収集した運転挙動情報（速度、加速度等）に基づき、運転特性割引を適用する場合に加え、保険会社が提供するアプリをダウンロードしたスマートフォンを用いて運転挙動情報の収集を行う場合も、運転特性割引の適用を可能とした事例。

本事例では、既存のテレマティクス自動車保険で利用するデバイスとの間のみならず、多種多様なスマートフォンの間においても、取得されるデータの同一性を保険会社自身で確認できる態勢等を確認し、認可を行ったもの。

5. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、1月15日付で金融庁から各金融団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところなので、ご承知おきいただきたい。

6. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について

- 2021年に障害者差別解消法が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施のため、必要かつ合理的な配慮を提供することが義務化された。
- これを踏まえ、2023年12月に「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、改正障害者差別解消法の施行日と同日の2024年4月1日に施行されることとなっている。

- 各金融機関においては、これらの改正内容を踏まえ、障がい者に対して適切に対応することができるよう、引き続き障がい者の利便向上に向けた取組を進めていただきたい。

7. CDSC NZDPU Proof of Concept の公表と市中協議について

- 気候変動対応については、各金融機関においても積極的に取組を進めていただいているところ。ネットゼロに向けたトランジションを企業・金融機関が着実に進めるにあたり、その進捗の把握や分析のための気候変動関連データの集約は不可欠。
- こうした背景を踏まえ、気候変動関連データのグローバルかつオープンなデータプラットフォーム構築を目指す構想として NZDPU (Net- Zero Data Public Utility) の創設が 2022 年に提案されていたところ、2023 年 12 月 2 日、COP28 において PoC (Proof of Concept : コンセプトの実現可能性や効果の検証) が公表された。当庁は、この NZDPU 創設をサポートする CDSC (Climate Data Steering Committee) のメンバーとして議論に参加してきた。
- CDSC は同日、(前述の) NZDPU の PoC の他、プロGRESSレポートを公表した。また、今後の作業や NZDPU の進化のため、2024 年 3 月 1 日まで意見募集を開始している。
- なお、CDSC では引き続きフォーカスグループ (focus group) のメンバー募集も行っている。フォーカスグループは金融機関に限らず幅広い企業に NZDPU へのアドバイスをいただくことを目的としている。既に参加されている企業も多いと聞いているが、関心のありそうな企業にもご紹介いただければ幸い。

8. 顧客本位の業務運営について(外貨建一時払保険の販売・管理態勢等)

- 2023 事務年度、リテールビジネスへの経営陣の関与状況等とともに、個別のリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢等についてモニタリングを実施している。今般は、モニタリングを踏まえ、販売額の大きい外貨建一時払保険を念頭に、販売会社(銀行等)や組成会社(保

険会社)における金融商品の販売・管理等態勢の改善に向け、取り組むべき事項を紹介したい。各社において真摯に検討いただくとともに、販売会社(銀行等)・組成会社(保険会社)で連携し、業界としての対応についても検討いただきたい。

○ 外貨建一時払保険は、保険商品であると同時に、資産運用商品でもあることから、他のリスク性金融商品と同様に、適切な販売・管理等態勢の構築が重要である。具体的には、

①組成会社(保険会社)において、商品組成段階で想定顧客層を明確に設定し、販売会社(銀行等)は、その想定顧客層に、顧客ニーズ等を踏まえて適切に販売することが求められる。

②組成会社(保険会社)・販売会社(銀行等)は、リスク・リターン・コストを十分に検証・把握した上で、他の金融商品との比較も含めた分かりやすい説明を顧客に対して行う必要がある。

③その上で、組成会社(保険会社)においても、募集人管理の観点から、販売会社(銀行等)における販売状況を適切に検証・管理することが重要である。

○ 当該保険は、基本的には、長期運用を想定して組成されている商品であるが、当庁における分析では、契約継続期間に関して4年で6割以上が解約・運用終了している等、商品組成時の想定と販売結果に齟齬がある。組成会社(保険会社)・販売会社(銀行等)間で協力しつつ、顧客の意向に基づき、ターゲット機能の適切な活用を含め、長期的な視点にも配慮した丁寧かつ適切なフォローアップを行うことが重要である。

○ 併せて、組成会社(保険会社)・販売会社(銀行等)は、顧客の最善の利益を追求する観点から、フォローアップも含めた適切な販売管理等が促されるよう販売手数料体系や業績評価体系を策定・整備するなど、適切な動機付けの検討も重要と考えている。

○ 金融庁としては、今後、更に実態把握を進めた上で、FDモニタリングレポート(公表時期:6月末~7月目途)(注)において、その他の課題も含めて、皆様にお示ししたい。

(注)モニタリングの中間報告の内容については、3月中を目途に公表予定。

9. サイバーセキュリティ演習(Delta Wall Ⅷ)の結果還元について

- 2023 年 10 月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall Ⅷ)」の結果について、先般、参加金融機関に還元したところ。
- まず、演習結果が不芳となった金融機関の経営陣におかれては、問題点が何かをよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しをはじめとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。加えて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合はその是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は一つのシナリオの下での演習に過ぎないので、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- さらに、演習へ非参加の金融機関に対しても、今後、協会を通じて、演習を通じて認められた業態に共通する課題や良好事例を還元する予定である。非参加金融機関におかれても、当庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

10. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が3月末に到来する。
- 各社におかれては、経営陣のリーダーシップのもと、態勢整備を着実に進めていただいていると認識しているが、対応期限まで残り約1か月を切る中、確実に態勢整備を完了するよう、引き続き取組を進めていただきたい。

11. Japan Fintech Week開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できると考えている。
- 保険やインシュアテックも主要テーマとして位置付ける予定であり、FIN/SUM や民間事業者主催のインシュアテックイベントにおいて、組込型保険（Embedded Insurance）、生成AI、プロテクションギャップなど昨今のトレンドとなっているテーマを扱う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトで随時更新していく。皆様におかれては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションやFIN/SUM アフターパーティーを含めて是非足を運んで頂きたい。

（参考）Japan Fintech Week 概要

➤ 日時：2024年3月4日（月）～8日（金）【コアウィーク】

➤ 会場：都内各地、大阪、福岡

➤ 主催：金融庁

ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

（参考）：FIN/SUM 概要

➤ 日時：2024年3月5日（火）～8日（金）[4日間] 9:00-18:00

➤ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）

➤ 主催：金融庁・日本経済新聞社

➤ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

チケット登録：1月末より上記ウェブサイトにて登録受付中

12. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。先般（12月13日）、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、昨年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、ご確認いただきたい。

※1 「資産運用立国実現プラン」（内閣官房 HP）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

※2 資産運用立国に関する金融庁の取組（金融庁 HP）

<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
- そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、①家計の安定的な資産形成の支援、②金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営の確保、③企業の持続的成長に向けた実効的なコーポレートガバナンスの実現に、引き続き、取り組んでいく。
- 加えて、残されたピースとして、④資産運用業とアセットオーナーの運用力の向上やガバナンス改善に取り組んでいきたいと考えている。
- 政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識しており、今後、プランに従って各種取組を進めていく。
- なお、「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。
 - （1） 資産運用業の改革
 - （2） アセットオーナーシップの改革

- (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
- (4) スチュワードシップ活動の実質化
- (5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化

○ 各金融機関におかれても、資産運用立国に関する取組に引き続きご協力いただければ幸い。また、引き続き、様々なご意見を拝聴できれば幸い。

13. 金融経済教育推進機構について

- 先般成立した改正金サ法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）に基づき、金融経済教育推進機構を 2024 年 4 月に設立し、8 月に本格稼働させる予定。機構において、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズにこたえた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目指している。
- 機構設立に向けた足元の動きとしては、金融広報中央委員会の武井会長、全国銀行協会、及び日本証券業協会が発起人となり、2 月 5 日に機構の発起人会が開催された。今後も、発起人を中心として、設立に係る必要な手続きを進めることとされている。
- 金融庁としても、機構の円滑な設立及び本格稼働のために必要な取組を進めていく。協会におかれては、これまでも様々ご尽力いただいていたが、今後、機構において金融経済教育をさらに充実したものにし、家計の安定的な資産形成を力強く支援していただきたい。

14. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシ

アム」が、2023 年 11 月下旬、協会を始めとする発起人により設立が発起された。

- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等についてご発言があった。
- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、ご協力いただけると幸い。

15. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2024 年で 9 年目を迎える。
- 2023 年は 47 件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止
 - ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制などに関するご意見があった。
- 重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

(以 上)